

議案第 号別紙(案)

平成30年6月4日  
庁議資料

平成30年度

狛江市一般会計補正予算(第1号)

計数整理中

## 平成30年度狛江市一般会計補正予算（第1号）

平成30年度狛江市の一般会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

- 第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ29,352千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ28,435,352千円とする。
- 2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第一表 歳入歳出予算補正」による。

平成30年6月4日提出

狛江市長職務代理者

狛江市副市長 水野 穰

## 第一表 歳入歳出予算補正

## 歳 入

款	項	補正前の額(千円)	補正額(千円)	計(千円)
18. 繰越金		100,000	29,352	129,352
	1. 繰越金	100,000	29,352	129,352
歳入	合 計	28,406,000	29,352	28,435,352

## 歳 出

款	項	補正前の額(千円)	補正額(千円)	計(千円)
2. 総務費		2,543,435	29,352	2,572,787
	4. 選挙費	29,250	29,352	58,602
歳出	合 計	28,406,000	29,352	28,435,352

狛江市一般会計補正予算(第1号)

歳入歳出予算事項別明細書

1. 総括  
(歳入)

款	補正前の額	補正額	計
18. 繰越金	100,000	29,352	129,352
歳入合計	28,406,000	29,352	28,435,352

(歳出)

款	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳				
				特定財源				一般財源
				国支出金	都支出金	地方債	その他	
2. 総務費	2,543,435	29,352	2,572,787	0	0	0	0	29,352
歳出合計	28,406,000	29,352	28,435,352	0	0	0	0	29,352

2. 歳入

(款) 18. 繰越金

(項) 1. 繰越金

目	補正前の額	補正額	計	節		説明
				区分	金額	
1. 繰越金	千円 100,000	千円 29,352	千円 129,352	1. 繰越金	千円 29,352	1. 前年度繰越金 <span style="float: right;">千円</span>
計	100,000	29,352	129,352			

(款) 18. 繰越金







(款) 2. 総務費 (項) 4. 選挙費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳				節		説明	
				特定財源				一般財源	区分		金額
				国支出金	都支出金	地方債	その他				
4.	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	投票所夜間管理委託 34 投票所案内業務委託 156 選挙システム選挙時支援委託 162 使用料及び賃借料 1,704 投票システム用パソコン借上 1,005 複写機借上 28 タクシー等借上 202 携帯電話借上 127 冷風機借上 312 投票所用ホール等借上 30 負担金、補助及び交付金 2,209 市長選挙公費負担金	
計	29,250	29,352	58,602				29,352				

給 与 費 明 細 書

1 特別職

区 分	職 員 数 (人)	給 与 費							共 済 費 (千円)	合 計 (千円)	備 考	
		報 酬 (千円)	給 料 (千円)	年間支給率(月分) 期末手当(千円)	地 域 手 当 (千円)	寒 冷 地 手 当 (千円)	そ の 他 の 手 当 (千円)	計 (千円)				
補 正 後	長 等	3		28,716	(4.50) 13,442				42,158	6,524	48,682	
	議 員	22	124,416		(4.40) 54,744				179,160	47,685	226,845	
	その他の 特別職	1,247	653,196						653,196		653,196	
	計	1,272	777,612	28,716	68,186				874,514	54,209	928,723	
補 正 前	長 等	3		28,716	(4.50) 13,442				42,158	6,524	48,682	
	議 員	22	124,416		(4.40) 54,744				179,160	47,685	226,845	
	その他の 特別職	1,183	651,752						651,752		651,752	
	計	1,208	776,168	28,716	68,186				873,070	54,209	927,279	
比 較	長 等	0		0	(0.00) 0				0	0	0	
	議 員	0	0		(0.00) 0				0	0	0	
	その他の 特別職	64	1,444						1,444		1,444	
	計	64	1,444	0	0				1,444	0	1,444	

2 一般職

(1) 総括 ( )内は、再任用職員 別掲

(単位：千円)

区分	職員数(人)	給 与 費				共 済 費	合 計
		報 酬	給 料	職 員 手 当	計		
補正後	(15) 427		1,641,806	1,293,152	2,934,958	560,057	3,495,015
補正前	(15) 427		1,641,806	1,292,671	2,934,477	560,057	3,494,534
比 較	(0) 0		0	481	481	0	481

(職員手当の内訳)

(単位：千円)

区 分	地域手当	扶養手当	管理職手当	住居手当	超過勤務手当	期末勤勉手当	特殊勤務手当	通勤手当	児童手当	備 考
補正後	277,411	34,446	55,875	7,740	99,775	755,957	207	36,441	25,300	
補正前	277,411	34,446	55,875	7,740	99,294	755,957	207	36,441	25,300	
比 較	0	0	0	0	481	0	0	0	0	

(2) 給料及び職員手当の増減額の明細

(単位：千円)

区 分	増減額	増 減 事 由 別 内 訳	説 明	備 考
給 料	0	給与改定に伴う増減分	0	
		その他の増減分	0	
職 員 手 当	481	制度改正に伴う増減分	0	
		その他の増減分	481	その他の増加分

(3) 給料及び職員手当の状況

ア 職員1人当たり給与

区分		一般行政職	技能労務職
平成30年5月1日現在	平均給料月額(円)	313,760	294,769
	平均給与月額(円)	420,649	354,403
	平均年齢(歳)	40.8	53.7
平成30年1月1日現在	平均給料月額(円)	312,412	285,624
	平均給与月額(円)	409,622	343,977
	平均年齢(歳)	41.4	54.6

イ 初任給

区分	一般行政職(円)	技能労務職(円)	国の制度
			一般行政職(円)
高校卒	144,600	142,000	147,100
大学卒	182,700		183,700(総合職) 179,200(一般職)

ウ 級別職員数 ( )は、再任用職員 別掲

区分	一般行政職			技能労務職		
	級	職員数(人)	構成比(%)	級	職員数(人)	構成比(%)
平成30年5月1日現在	1級	168	48.3	1級	5	20.8
	2級	(2)	(100.0)	2級	(9)	(100.0)
		68	19.5			
	3級	56	16.1	3級	3	12.5
	4級	45	12.9	4級	1	4.2
	5級	11	3.2			
計	(2)	(100.0)	計	(9)	(100.0)	
平成30年1月1日現在	1級	171	48.7	1級	6	24.0
	2級	(4)	(80.0)	2級	(13)	(100.0)
		64	18.2			
	3級	(1)	(20.0)	3級	3	12.0
	4級	61	17.4	4級	1	4.0
	5級	43	12.3			
計	12	3.4				
計	(5)	(100.0)	計	(13)	(100.0)	
	351	100.0		25	100.0	

級別の標準的な職務内容

区分	一般行政職
1級	主事の職務
2級	主任の職務
3級	1 係長の職務
	2 主査の職務
4級	1 課長の職務
	2 主幹の職務
	3 課長補佐の職務
	4 副主幹の職務
5級	1 参与の職務
	2 部長の職務
	3 理事の職務
区分	技能労務職
1級	主事の職務
2級	主任の職務
3級	主査の職務
4級	統括主査の職務

エ 期末手当・勤勉手当 ( )内は、再任用職員

区 分	支 給 期 別 支 給 率		支給率計 (月分)	職制上の段階、職務の 級等による加算措置
	6月 (月分)	12月 (月分)		
補正後	(1.125)	(1.225)	(2.35)	(無)
	2.175	2.325	4.50	有
補正前	(1.125)	(1.225)	(2.35)	(無)
	2.175	2.325	4.50	有
国の制度	(1.05)	(1.225)	(2.275)	(有)
	2.075	2.325	4.40	有

オ 定年退職及び勤奨退職に係る退職手当

区 分	20年勤続の者 (月分)	25年勤続の者 (月分)	35年勤続の者 (月分)	最高限度 (月分)	その他の加算措置等
支給率等	23.00	30.50	43.00	43.00	定年前早期退職特例措置 (2%~20%加算)
国の制度 (支給率等)	24.586875	33.27075	47.709	47.709	定年前早期退職特例措置 (2%~45%加算)

カ 地域手当

支給対象地域	支給率 (%)	支給対象職員数 (人)	国の指定基準に基づく 支給率 (%)
東京都狛江市	16.0	442	16.0

キ 特殊勤務手当

区 分	全 職 種	代 表 的 な 職 種	
		一般行政職	技能労務職
給与総額に対する比率 (%)	0.01	0.01	-
支給対象職員の比率 (%) (平成30年5月1日現在)	2.5	2.9	-
代表的な特殊勤務手当の名称	訪問指導手当		

ク その他の手当

区 分	国の制度との異同	差 異 の 内 容			
扶養手当	異なる	配偶者	市 6,000円	国 6,500円	
		(技能労務職除く4級職員)	3,000円		
扶養手当	異なる	子	市 9,000円	国 10,000円	
		特定期間にある子 (加算)	市 4,000円	国 5,000円	
		その他	市 6,000円	国 6,500円	
		(技能労務職除く4級職員)	3,000円		
※市においては、5級職員に対して、扶養手当不支給					
住居手当	異なる	世帯主及びこれに準ずる者 (月額15,000円以上の家賃 を支払っている35歳未満の 職員)	市 15,000円	国	最高支給限度額27,000円 (借家・借間に居住する者)
通勤手当	異なる	交通機関利用	市 最高支給限度額 55,000円	国	最高支給限度額 55,000円
		交通用具利用	市 2,600円~11,000円	国	2,000円~31,600円